

消費税転嫁対策特別措置法

消費税転嫁対策特別措置法（以下「特措法」といいます。）は、正式名称を「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為のは是正等に関する特別措置法」といいます。

innoventier Power for the Business

弁護士法人
イノベンティア

企業法務相談室

みぞがみ たける

弁護士 溝上 武尊

〈第32回〉

2010年大阪大学法学部卒業、12年京都大学法科大学院修了、13年弁護士登録。18年4月より弁護士法人イノベンティアに勤務。主に企業をクライアントとし、知的財産法、国際取引法、M&A、一般企業法務の分野において、相談、各種契約書・社内文書の作成・レビュー、訴訟・交渉の代理等に携わっている。

今回のご相談

本年一〇月一日に消費税の税率が八%から一〇%に引き上げられましたが、消費税転嫁対策特別措置法とはどのような法律ですか。事業者として、どのように事項を遵守する必要がありますか。

この規制は、買手である「特定事業者」が拒手である「特定供給事業者」に対して転嫁拒否等を行う場合に適用されます。具体的には、①大規模小売事業者（一般消費者が日常使用する商品の小売業者であつて、前事業年度における売上高が一〇〇億円以上であるか一定の面積の店舗を有する事業者をいいます）が買手で、大規模小売事業者に継続して商品・役務を供給する事業者が売手である場合、②大規模小売事業者以外の法人が買手で、個人事業者、人格のない社団等又は資金等の額が三億円以下である事業者が売手である場合です。①は、大規模小売事業者に転嫁拒否等が多く見られることから特に規制するものであり、②は、下請代金支払遅延等防止法（下請法）のように、資本金額により吸引上の地位の強弱を形式的に判断するもので、特措法は、下請法の特別法に位置付けられます。

禁止行為の概要は、以下のとおりです。詳しくは、公正取引委員会が策定したガイドライン（「消費税の転嫁を阻害する行為等に関する消費税転嫁対策特別措置法、独占禁止法及び下請法上の考え方」）をご参照ください。

（二）減額

供給を受ける商品・役務について、合理的な理由なく既に取り決められた対価から事後的に減じて支払う行為をいいます。

例えばリベートを増額する又は新たに提供するよう要請し、当該リベートとして消費税率引上げ分の全部又は一部を対価から減じる場合や、消費税率引上げ分を上乗せした結果、計算上生じる端数を対価から一方的に切り捨てて支払う場合です。

先にデイナーショーのチケットの購入、自社の宿泊施設の利用等を要請する場合です。

(四) 本体価格での交渉拒否

商品又は役務の供給の対価に係る交渉において消費税を含まない価格(本体価格)を用いる旨の特定供給事業者からの申出を拒む行為をいいます。

例えば特定供給事業者が本体価格と消費税額を別々に記載した見積書等を提出したため、

四二一

消費税の轉嫁を障害とする表示の是正
特許法は、審査官が消費税の轉嫁を障害とする表示の是正

(五) 報復行為
本価値格は消費税額を加えた総額のみを言明した見積書等を再度提出させる場合です。

(二) (四)の転嫁拒否等の行為があるとして、特定供給事業者が公正取引委員会等にその事實を知らせたことを理由として、取引数量を減じ、取引を停止し、その他不利益な取扱いをする行為をいいます。

として、特定供

江戸和の車如指等の役名の是正

物扱方に取引の地位を引い買主に置いて、買ったたき等、消費税の転嫁拒否等に関する一定の行為を禁止しています（特措法二条）。違反行為は、公正取引委員会による勧告・

本体価格に消費税額を加えた総額のみを記載した見積書等を再度提出させる場合です。

(二) (四)の転嫁拒否等の行為があるとして、特定供給事業者が公正取引委員会等にその事実を知らせたことを理由として、取引数量を減じ、取引を停止し、その他不利益な取扱いをする行為をいいます。

消費税の転嫁を阻害する表示の是正

特措法は、事業者が消費税と直接関連した形で値引き等の宣伝・広告を行うことを禁止しています(特措法八条)。あたかも消費者が消費税を負担していない又はその負担が軽減されているかのような誤認を消費者に与えないようにして、消費税不転嫁に繋がらないようにする趣旨です。違反行為は、消費者庁長官による勧告・公表の対象となります。

具体的には、以下のようないふり表示が禁止されます。詳しくは、消費者庁が策定したガイドライン(「消費税の転嫁を阻害する表示に関する考え方」)をご参照ください。

「消費税はいたしません。」「消費税還元セール」「消費税率上昇分値引きします。」「消費税相当分、次回の購入に利用できるポイントを付与します。」「消費税相当分のお好きな

その他

特措法は、税抜価格の表示等を条件として総額表示義務が免除されること（特措法一〇条）、中小事業者を中心とした消費税の転嫁の方法に関するカルテル（届出制）の容認（特措法一二条一号）等の特別措置を規定しています。

このコーナーは、飯島歩氏、藤田知美氏、町野静氏、松下外氏、村上友紀氏、溝上武尊氏、アザマト・シャキロフ氏、平野潤氏、三品明生氏、上田亮祐氏、増田昂治氏が交代で執筆します